

# 第 31 回黒潮町農業委員会議事録

1. 日 時 令和 6 年 9 月 6 日 (金) 午後 2 時 00 分～
2. 会 場 黒潮町役場本庁 3 階 中会議室
3. 出席委員 **【農業委員】**  
2 番 野坂賢思、3 番 江口千寿、4 番 山下理恵、5 番 濱口佳史、  
7 番 橋田美和、10 番 垣谷征志 11 番 酒井幸男、12 番 福留康弘、  
13 番 ハジィフ泉、14 番 吉尾好市  
**【推進委員】**  
1 番 大石正幸、2 番 弘瀬正彦、3 番 若藤陽介、5 番 小橋誠一、  
6 番 尾崎澄夫、7 番 西村二男
4. 欠席委員 **【農業委員】**  
1 番 小谷健児、6 番 金子俊博、8 番 伊芸精一、9 番 松本昌子、  
**【推進委員】**  
4 番 宮川建作
5. 議事日程
  - (1) 出席委員の確認及び議事録署名委員の指名
  - (2) 各議案の審議  
議案第 1 号 非農地証明願について (2 件)  
議案第 2 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利  
用集積計画の決定について  
議案第 3 号 認定農業者の経営改善資金借入計画に関する協議について
  - (3) その他の討議・報告事項について

○その他

  - ・農地パトロールについて
  - ・農業者年金加入促進特別研修会 (9/13) について

議長 時間も来ましたので、予定の人員もそろいましたので、これから9月の定例会を始めたいと思います。この間の台風10号、えらい心配しておりました。九州の方に、我々としては幸いというか、九州の方がかなり荒れまして被害がかなり出たようでございますが当町はあまり被害がなかったようで、これは幸いやったと思っておりますが、被災されたみなさまには大変お見舞い申し上げたいと思います。また、毎日残暑といいますが暑い日が続いておりますので、十分に体には気を付けて作業等に当たっていただきたいと思います。それでは、早速始めたいと思いますが、今日、欠席者5名おりまして、〇〇君、それから〇〇君、それから〇〇さん、〇〇さんもちよっと急用が入ったということで急きょ欠席、それから〇〇さんも欠席ということで、5名欠席と言うことになっておりますが、会の方が成立をしております。それで、今日の議事録署名人ですが、〇〇君と〇〇さんをお願いしたいと思います。それでは、早速入りたいと思います。それでは、議案第1号、非農地証明につきまして2件出ておりますが、事務局の方から、1番から説明をお願いします。

事務局 それでは、ご説明させていただきます。

1 ページからをお願いします。

まず、議案第1号、非農地証明願、2件出ております。

まず、番号1番、願出人、〇〇さんです。願出地としまして、黒潮町佐賀字堂免1076番3、宅地108.9平米。同じく、佐賀字小町尾1035番1、宅地140.28平米。同じく、字小町尾1035番3、宅地159.94平米。同じく、字小町尾1035番4、宅地219.83平米。同じく、字小町尾1036番3、宅地12.28平米となっています。願出理由としまして、以前は、病院の駐車場として使用しており、その後、畑となっていた時期があったが、現在は放置され、草木が繁茂する状態となっているということです。

2 ページからをお願いします。

まず、航空写真ですが、場所としましては、役場佐賀庁舎の前にある総合センターがありますが、そちらの向かって正面にある場所となります。

続きまして、3ページがゼンリンの地図となっております。

続いて、4ページが拡大の航空写真となっております。

続いて、5ページが公図となっています。こちらの赤枠で囲んでいる所の、道路が正面にあって、左側にある1080-1という所が黒潮町総合センターになりまして、その右下、1080-5というのが、今、総合センターの駐車場になっている所となっています。

続きまして、6ページが現状写真となっております。こちらの方ですが、農用地区域外となっております、利用権の設定もありません。こちらが、非農地証明後は〇〇と売買を行うという予定のようです。もともと、こちら病院やその駐車場がありましたが、病院の取り壊し後に、課税の現況地目として農地となっていた経過があるようです。実際は耕作をしていないですし、状況としても草木が繁茂している状況ですが、その課税の現況地目として畑になっているので、今回その非農地証明願を提出されたということになります。

事務局からは以上です。

議長 今、事務局の方から説明がありましたが、担当委員さんの方で補足説明があればお願いします。

〇〇委員 2ページの写真をちょっと見てもらいたいがですけど、先ほど事務局から詳しい説明があったわけですが、役場の佐賀支所の総合センターのすぐ隣の土地です。それで、この土地は、〇〇当時に、ここが昔は佐賀農協で、当時は佐賀町農協の佐賀支所がここにあったわけです。農協の跡地、それから〇〇何年かたって現在の佐賀の出張所になったけど、高知県農協の。そこへ移ったわけです。この土地を、〇〇さんいうけど、〇〇があったわけです。このすぐ近くに。その〇〇がここを買ってくれたいうか、〇〇の土地を。当初、〇〇ということで、多分〇〇さんが後を継いでくれるということで、多分この土地を買って駐車場に利用したり、いろいろ利用したいということやったと思います。それで、〇〇が亡くなって、あと〇〇さんも〇〇にはもう帰らんずつどこかで〇〇をやりようと思うんですが、結局、もう駐車場も要らんようになったいうか。ほんで、願出地にあるように登記上は宅地やけど、農協の事務所があった辺りで宅地になっしょうわけですが、もう駐車場として使わんようになってから、多分現況は畑ですいうのが、多分あったかと思えます。それで、宅地やけど何でここへ非農地の願いが出るのかいうのは、課税上、多分農地としてなっているというのがあったかもしれません。そういうことで、現在はもう利用も全然しよらん。先ほども、ここへ来る前に現場も見てきたわけですが、もう背丈より大きな草いうか2m以上大きな草になってますので、全然もう農地として利用することもないと思いますので、僕が見た感じではもう農地としてはもう利用価値もないというか利用せんということだと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

議長 今、〇〇さんの方からも詳しい説明がありましたが。

現況がもうほとんど農地ではないということですが、この件につきまして何か質疑質問あれば。

〇〇委員 これは、現在農地？

議長 農地やけん、非農地証明というがで出ちょうがやないろうか。

〇〇委員 登記名は宅地やろう？

事務局 以前、現況として畑として使われていた経過があるということまでできております。

議 長 ほかに何かありませんかね。

(質疑等なし)

ないようでしたら、この非農地証明願の1番につきまして承認をされます方、挙手願います。挙手多数です。挙手多数で、非農地証明願の1番につきましては、承認をされました。続きまして、2番、事務局の方から説明をお願いします。

事務局 また1ページをお願いします。

非農地証明願の番号2番です。

願出人、ここ〇〇さんです。願出地としまして、黒潮町出口字折尾ノ谷2396番、田495平米。同じく、出口字神楽田2391番、田115平米です。願出理由としまして、少なくとも30年以上前から耕作されておらず、現在は草木が繁茂し山林化しているとのことです。7ページからをお願いします。まず、航空写真ですけども、こちら願出地の左上の方に見えております緑色の屋根が祭場となります。下に行くと、四万十市の竹島に行く道となっております。この真ん中辺りに土色の土地が見えている所が、〇〇となっている所です。続きまして、8ページがゼンリンの地図となっております。続いて、9ページが拡大の航空写真となっております。続いて、10ページ、11ページが公図となっております。すいません、現況写真を今回ちょっと付けておりませんが、ちょっと山林でなかなか近くに行けなかったので、9ページの拡大航空写真等をもって現況判断とさせていただきたいと思えます。こちらですが、非農地証明後は〇〇さんの方へ所有権移転をするということのようです。以前から、この一帯を〇〇さんの方が取得されてまして、それらの土地と一体的に活用していく予定とのことです。事務局からは以上です。

議 長 今、事務局の方から説明がありましたが、担当委員さん。

〇〇委員 届出人が〇〇ですので、〇〇さんに話を聞いたのですが。今、事務局が言うたように譲渡するということで。これは5月の定例会に出ていた、いっぱいある中の何か漏れちゃったような所みたいで、それで今度は非農地証明で願いが出たということで、通り次第、〇〇さんに譲渡になると思います。以上です。

議 長 今、〇〇君の方からも説明がありました。以前、3条申請でいっぱい出てきておった所の近辺でございますが、同じく〇〇が、ここが重機で作業して後には畑として作るということで。ほんで、前回ののは3条申請ですが、今回非農地証明ということで出てきたのですが。同じ所で、なかなか我々もその現地へ向いて行けん。もう道もなんちゃない。その、〇〇の方から山みたいなものを見るしか、なかなかその現地へ向いてはよう行きません。道もありません。ほんで、そういうところでございますんで、農地としては認められない。

そういうことでございます。何か、この件につきまして質疑ありませんかね。後々、ここをずっとあれして畑なりにするし、一部は〇〇として使うと。そういうことでございますが、何かないですかね。

(質疑等なし)

ないようでしたら、非農地証明願の2番につきまして承認を受けたいと思います。承認されます方、挙手願います。挙手全員です。2番につきましても、承認をされました。それでは、議案第2号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について事務局の方から説明をしますが、〇〇さんが利害関係者となっておりますので、ちょっと退席をお願いします。

(〇〇委員、退席)

それでは、事務局の方から説明をお願いします。

事務局 議案第2号の資料の1枚目をお願いします。農用地利用集積計画で、相対の分と中間管理の分が出てきております。まず、相対の分ですけども、これが借受人さんが全て同じ方になるので、一括でご説明をさせていただきます。こちら借受人さんなんですが、〇〇さんとなっております。〇〇ということで今後活動をされていくということで、こちら、貸付人が出てきております〇〇さん、それから今回〇〇となっております、今後、個人としての活動をされていく。それに当たって、今回その利用権の設定をして、〇〇の農地として耕作、栽培をしていくということのようです。まず最初、貸付人の方なんですけども、6-45、大方6-42、〇〇さん。こちらが設定期間としまして、令和6年9月1日から令和21年8月31日まで。場所としまして、蜷川の字泉4143番、田577平米。作目として、水稻となっております。続きまして、6-46、大方6-43、貸付人、〇〇さんです。期間としては、同じく15年間となっております。場所としまして、蜷川字寺の前4286番、田1,023平米。作目として、ミョウガとなっております。続いて、6-47と6-48、〇〇さんです。期間としては、同じく15年間です。まず、蜷川の字泉4142番、田1,990平米。作目が、水稻となっております。続いて、蜷川の字中原4166番、田1,564平米。作目がミョウガとなっております。続いて、6-49、貸付人、〇〇さんとなっております。期間としまして、同じく15年間。場所としまして、蜷川字寺の前4287番、田2,149平米。作目としては、ミョウガとなっております。相対については、以上となります。

議長 今、事務局の方から、大方6-42から大方6-46までの説明がありましたが、この件につきまして何か質問ありませんかね。

〇〇委員 前回の定例会のときか、何かこれから相対取引は農業公社を通してまたやるような話になったと思うけど。来年の3月。期間が、これ見ると21年の設定やきかまんろうけどよ、それまでに結構すると思うけど、えらい長いきよね、11年いうたらよ。その提

案の事実が。

議 長 たぶん、その利用権の設定をしちょう分については、来年の3月以降もそのままやないろうか。そのままかまんがやないろうかと、自分は思うちょうがですが。新たにその利用権の設定する場合に、もう農業公社を通じてということになるがやないろうかと、今理解しちょうがです。多分、やり直しではないと思います。今はこれでもうかまんがで、来年の3月以降の利用権の設定については、その農業公社を通じてということになるろうかと思ひます。ほかに、何かありませんかね。

(質疑等なし)

なければ、承認を受けたいと思ひます。この5筆につきまして、〇〇さんもにつきまして承認されます方、挙手願ひます。挙手全員です。〇〇さんの利用権につきましては、承認をされました。

(〇〇委員、席に戻る)

それでは、6-50 から6-51 につきまして、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、中間管理の分の説明をさせていただきます。6-50、大方6-47、貸付人、〇〇さんです。期間としまして、令和6年11月8日から令和9年11月7日までの、3年間となっております。場所としまして、上川口字中屋敷973-1、畑784平米。作目として、ブロッコリーとなっております。続いて、6-51、大方6-48、貸付人、〇〇さんです。期間としまして、令和6年9月9日から令和11年9月8日までの、5年間となっております。場所としまして、浮鞭字新田4009-1、田1,635平米。作目として、水稲と施設野菜になっていふます。こちら2筆については、個人と農地中間管理機構とで利用権の設定後、〇〇さんと利用権設定を行うとのことだす。事務局からは以上です。

議 長 今、事務局の方からの説明がありましたか、何かこの件につきまして質疑、質問ありませんかね。

(質疑等なし)

内容でしたら、承認を受けたいと思ひますが。この6-50 から6-51 につきまして承認されます方、挙手願ひます。挙手全員です。利用権の設定につきましては、承認をされました。それでは、議案第3号、認定農業者の経営改善資金借入計画に関する協議につきまして、事務局の方から説明をお願いします。

事務局 議案第3号の資料をお願いします。認定農業者の経営改善資金借入計画に関する協議、1件出ております。では、1ページ目からお願いします。こちら、資金の利用計画の認定申請書となっております、申請者、〇〇さんとなっております。2ページ目の方にいきまして、借入希望額については、ちょっとそこの真ん中の少し上の辺りにあります〇〇円となって

おります。続きまして、3 ページ目をお願いします。こちらの赤枠の所なんです、まず、内容が P O の更新となっています。事業の着工予定日としまして、令和 6 年 10 月 30 日、ちょっと右の方にいって、事業の竣工予定日が令和 6 年 11 月 30 日となっています。ちょっと左端の所なんです、借入予定時期としまして令和 6 年の 12 月 2 日となっております。その下にいって、最終償還期限として令和 9 年 11 月 30 日となります。元金の償還日としては、年 1 回、11 月 30 日となります。借入時期が 12 月の 2 日なので、償還日が 11 月 30 ということ、令和 7 年からの償還になります。その下にありますように、内容としては P O の更新です。資金計画としまして、所要資金が合計〇〇円。内訳として、〇〇円となります。

次の 4 ページをお願いします。その中断の赤枠、ウの収支実績・計画の所なんです、直近の実績としまして、下の収入金額の所で〇〇円となっており、目標としまして、〇〇円となります。そしてその下、直近の実績なんです、収入として、農業、農業外を足して〇〇円、支出が〇〇円。そこから所得、家計簿などを引いて、最終的に償還財源として〇〇円が戻ってきます。

次の 5 ページをお願いします。上の借入金の方なんです、今回の申請分、農業近代化資金としまして〇〇円。その下に、このほかの借入金として、〇〇として〇〇円というものがあります。こちらの償還については、その下なんです、この農業近代化資金合計〇〇円を、〇〇円ずつ 3 年間で返済していくという計画です。その下なんです、高知県農業信用基金協会。先ほどの〇〇円ずつの返済となっています。こちらの償還について、両方の償還額を足したものが、先のページに、4 ページの方の償還財源、一番下の償還財源で〇〇円が上がってきてるので、こちらの方で金額が足りているということで償還が可能ということになってきます。

6 ページが、こちら P O 更新費用に係る見積書となっています。7 ページが、こちらのカタログ製品情報となっています。8 ページ以降が認定農業者の認定申請書なんですけども、これが令和 2 年当時のものですので、こちらちょっと参考ということでお願いします。事務局からは以上です。

議 長 今、事務局の方から借入金につきまして説明がありましたが、何かこの件につきまして何か質問質疑ありませんかね。ないですかね。いいですかね。

(質疑等なし)

それでは、金子君のこの借入金につきまして承認されます方、挙手願います。

挙手全員です。

議案第 3 号につきましても、承認をされました。

それでは、いったん議案終わりましたので記録を止めたいと思います。

(午後 2 時 39 分終了)